

**会則：**

## &lt;会員の権利について&gt;

(現行)

第8条 会員は次の権利を有する。

1. 評議員の選挙権および被選挙権（会友会員および団体会員は除く）。
2. 総会に出席することおよび議決権を行使すること（会友会員および団体会員は除く）。
3. 本会の定期刊行物（会友会員は会報のみ）の無料配布を受け、かつ本会が刊行する出版物の購入について便宜を与えられること。
4. 本会の催す各種の学術的集会に参加すること。
5. 学会誌および会報に寄稿すること。

(改正)

第8条 会員は次の権利を有する。

1. 会長の被選挙権（通常会員のみ）および選挙権（会友会員および団体会員を除く）。
2. 評議員の被選挙権および選挙権（ともに外国、会友、団体、賛助および名誉会員を除く）。
3. 総会に出席することおよび議決権を行使すること（会友会員および団体会員を除く）。
4. 日本サンゴ礁学会誌（和文誌）の冊子体の無料配布を受けること（会友会員以外）。
5. 日本サンゴ礁学会ニュースレターの電子版の無料配布を受けること。
6. 日本サンゴ礁学会ニュースレターの印刷版の無料配布を受けること（会友、賛助、団体、名誉会員のみ）。
7. 本会が刊行する出版物の購入について便宜を与えられること。
8. 本会の催す各種の学術的集会で発表者となること（会友会員を除く）。
9. 本会の催す各種の学術的集会の参加費について便宜を与えられること。

## &lt;評議員の選出について&gt;

(現行)

第14条 役員を選出は以下の方法による。

1. 評議員中27名は選挙細則で定める方法により、会友会員および団体会員を除く会員が無記名投票で選挙する。

(改正)

第14条 役員を選出は以下の方法による。

1. 評議員中27名は選挙細則で定める方法により、外国、会友、団体および名誉会員を除くすべての会員が無記名投票で選挙する。

## &lt;監査の指名について&gt;

(現行) 第 14 条 4. 監査は通常会員の中から会長が指名する。

(改正) 第 14 条 4. 監査は評議員会構成員以外の通常会員の中から会長が指名する。

<委員会委員の選出に関して>

(現行) 17 条 3. 会長は会員の中から委員長を任命する。委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。

(改正) 17 条 3. 会長は会員の中から委員長を任命する。委員長の任期は 2 年とし、再任は妨げない。

(現行) 17 条 4. 会長は委員長の推薦により、通常会員の中から若干名を委員に任命し、本会の運営に必要な事項の調査、事務分担などを委嘱することができる。

(改正) 17 条 4. 会長は委員長の推薦により、会員の中から委員を任命し、本会の運営に必要な事項の調査、事務分担などを委嘱することができる。ただし、会長は、委員長の申し出に基づいて、会員以外でも委員に任命することが出来る。

<副委員長の任命に関して>

(追加条文) 第 17 条 5

各委員会が必要に応じて副委員長をおくことができる。副委員長は当該委員会委員長の推薦に基づいて会員の中から会長が任命する。

<役員の任期に関して>

(現行) 第 19 条 役員の任期は 2 年とする。ただし引き続いては 2 期を限度とする。

(改正) 第 19 条 それぞれの役員の任期は 2 年とする。ただし引き続いては 2 期を限度とする。

<役員の欠員の際の取り扱い>

(現行) 第 21 条 2. 役員の欠員は次点者を繰り上げる。補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

(現行) 第 21 条 2. 評議員の欠員は次点者を繰り上げる。副会長もしくは監査の欠員については会長が改めて指名する。これらの補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

<総会の成立要件について>

(現行) 第 27 条 総会は会友会員および団体会員を除く会員の 5 分の 1 以上の出席がなければ成立しない。ただし総会に出席できない会員で、第 26 条によって通知された事項の議決を、他の出席会員に委任した者および書面によって議決に参加した者は出席者とみなす。

(改正) 第 27 条 総会は会友会員、外国会員、賛助会員および団体会員を除く会員の 5 分の 1 以上の出席がなければ成立しない。ただし 総会に出席できない会員で、第 26 条によ

って通知された事項の議決を、他の出席会員に委任した者および書面によって議決に参加した者は出席者とみなす。

<学会の定期刊行物について>

(現行) 第 32 条 本会は次の定期刊行物を刊行する。

1. 学会誌「日本サンゴ礁学会誌」を原則として年 1 回。
2. 会報「日本サンゴ礁学会ニュースレター」を原則として年 4 回。

(改正) 第 32 条 本会は次の定期刊行物を刊行する。

1. 和文学会誌「日本サンゴ礁学会誌」および英文学会誌「Galaxea, Journal of Coral Reef Studies」の冊子体を原則として年 1 回。
2. 和文学会誌「日本サンゴ礁学会誌」および英文学会誌「Galaxea, Journal of Coral Reef Studies」の電子ジャーナル。
3. 会報「日本サンゴ礁学会ニュースレター」を原則として年 4 回。

### 評議員選挙細則：

<役員（評議員）選挙の被選挙者について>

#### 第 4 条

(現行) 外国、会友、団体、および名誉会員を除くすべての会員（以下会員という）は役員の選挙に際し、立候補者となることができる。

(改正) 外国、会友、団体、賛助および名誉会員を除くすべての会員（以下会員という）は評議員の選挙に際し、立候補者となることができる。

<評議員の地区・分野での定数配分について>

第 6 条 評議員 27 名の選出は次の方法による。

3. 4 分野として、「地質・地理」、「生物・水産」、「環境・保全」、「社会・文化」を設定し、各地区・分野ごとの定数を以下のように定める。

(現行)

<東地区> (合計 10 名)

地質・地理分野：3 名 生物・水産分野：3 名

環境・保全分野：3 名 社会・文化分野：1 名

<西地区> (合計 9 名)

地質・地理分野：2 名 生物・水産分野：4 名

環境・保全分野：2 名 社会・文化分野：1 名

(改正)

<東地区> (合計 10 名)

地質・地理分野： 2名      生物・水産分野： 3名  
環境・保全分野： 4名      社会・文化分野： 1名  
＜西地区＞      （合計 9名）  
地質・地理分野： 1名      生物・水産分野： 4名  
環境・保全分野： 3名      社会・文化分野： 1名

＜評議員の繰り上げ当選の選出方法について＞

第8条

（現行） 評議員選挙に当選した者が評議員就任を辞退した場合には、次点の者を繰り上げ当選とする。

（改正） 評議員選挙に当選した者が評議員就任を辞退した場合には、次点の者を繰り上げ当選とする。次点の者が複数の場合には抽選による。

**会長選挙細則：**

＜会長の繰り上げ当選の選出方法について＞

第6条 会長の選出は次の方法による。

（現行） 3. 会長選挙に当選した者が会長就任を辞退した場合には、次点の者を繰り上げ当選とする。

（改正） 3. 会長選挙に当選した者が会長就任を辞退した場合には、次点の者を繰り上げ当選とする。次点の者が複数の場合には抽選による。

以下、2011年11月3日の評議員会で改訂および制定が承認された細則

#### 日本サンゴ礁学会賞細則

第1条 日本サンゴ礁学会賞（以下学会賞という）を本学会に設ける。学会賞は本学会員の中でサンゴ礁研究において顕著な業績を挙げた者の中から、以下に述べる選考を経て選ばれた者に授ける。なお、選考においては、主に、(1) 学問的業績、(2) 日本のサンゴ礁学の発展に対する貢献や社会貢献（保全活動や教育・人材育成を含む）、(3) 日本サンゴ礁学会の活動に対する貢献、(4) 国際性・国際的なサンゴ礁学の発展への貢献、(5) 他分野に対する波及効果、を評価する。

第2条 学会賞受賞候補者を選考するため、学会賞受賞候補者選考小委員会（以下小委員会という）を設ける。

第3条 小委員会の委員は8名とする。委員長は評議員会で選出し、委員長は7名の委員を指名する。委員の任期は2年とする。委員が利益相反となった場合、委員長は代理委員を指名する。

第4条 小委員会は受賞候補1名を選び、選定理由をつけて会長に報告する。

第5条 会長は小委員会が推薦した候補者への授賞の妥当性を評議員会に諮る。評議員総数の3分の2以上の賛成がある場合、これを受賞者として決定する。

第6条 授賞式は総会において行い、賞状を贈呈する。

第7条 この細則の変更には評議員会の同意を要する。

第8条 この細則は2011年11月5日から実施する。

#### 日本サンゴ礁学会川口奨励賞細則

第1条 日本サンゴ礁学会川口奨励賞（以下川口賞という）を本学会に設ける。川口賞は本学会の若手会員（受賞年の11月末日に38歳以下）の中でサンゴ礁研究において顕著な学術業績を挙げた者の中から、以下に述べる選考を経て選ばれた者に授ける。なお選考においては、主に、研究の獨創性・革新性・波及効果の観点から研究業績を評価し、日本サンゴ礁学会の活動への貢献も加味するものとする。

第2条 川口賞受賞候補者を選考するため、川口賞受賞候補者選考小委員会（以下小委員会という）を設ける。

第3条 小委員会の委員は4名程度とする。委員長は評議員会で選出し、委員長は3名程度の委員を指名する。

第4条 小委員会は毎年受賞候補者を最大2名選び、選定理由をつけて会長に報告する。

第5条 会長は小委員会が推薦した候補者への授賞の妥当性を評議員会に諮る。評議員総数の3分の2以上の賛成がある場合、これを受賞者として決定する。

第6条 授賞式は総会において行い、賞状、賞金、記念品を贈呈する。

第7条 この細則の変更には評議員会の同意を要する。

第8条 この細則は2011年11月5日から実施する。

日本サンゴ礁学会論文賞細則

第1条 日本サンゴ礁学会論文賞（以下論文賞という）を本学会に設ける。論文賞は、本学会定期刊行物に、原則として選考年度の前2年の間に発表された総説、原著論文及び短報の中から優秀な論文を研究の独創性・革新性・波及効果の観点から選び、その著者に授ける。

第2条 論文賞受賞候補論文を選考するため、論文賞受賞候補論文選考小委員会（以下小委員会という）を設ける。

第3条 小委員会は学会誌編集委員により構成される。委員長は学会誌編集委員長により指名される。

第4条 小委員会は受賞候補論文を最大2編選び、選定理由をつけて会長に報告する。

第5条 会長は小委員会が推薦した候補論文への授賞の妥当性を評議員会に諮る。評議員総数の3分の2以上の賛成がある場合、これを受賞論文として決定する。

第6条 受賞式は原則として総会において行い、賞状を贈呈する。

第7条 この細則の変更には評議員会の同意を要する。

第8条 この細則は2011年11月5日から実施する。

—

学会誌編集委員会での論文賞選考に関する申し送り事項

一次投票を委員全員で行って候補論文を絞り、候補論文が2編以内の場合は、委員の合議の上決定する。候補論文が3編以上あった場合は、著者を除いた委員でそれらの候補論文に対して再度投票を行い、委員の合議の上決定する。

原則として学会誌編集委員長が委員長となるが、選考対象論文の中に学会誌編集委員長が著者の論文があった場合、選考対象論文（他の論文も含む）の著者となっていない編集委員を委員長として指名する。